

# 精神障害者にとって 地域で生活を自立するために A型事業所は貢献できるのか？

社会福祉法人オリーブの樹  
理事長 加藤 裕二

## 1、オリーブハウスのあゆみ

- 1984年 千葉市稲毛区轟町に開所（障害者雇用型作業所）
- 1986年 千葉市にワークホーム制度誕生、ワークホームの認可を取得
- 1986年 中央区椿森に移転、クッキー、パウンドケーキ製造開始
- 1991年 稲毛区轟町に新作業所建設、開所（現、就労継続A型ファーストオリーブ）
- 1996年 ワークホーム3か所運営体制⇒法人設立、授産施設建設運動開始
- 2000年 社会福祉法人の認可取得
- 2001年 花見川区横戸町に授産施設オリーブハウス（現、就労移行支援事業所）を建設、開所
- 2004年 花見川区積橋にグループホームを2か所開設  
花見川区千種町にヘルパーステーション開設（2009年に稲毛区天台に移転）
- 2005年 稲毛区長沼町に新授産施設（現、就労継続A型はつらつ道場）を開所  
稲毛区長沼原町にグループホームを1か所開設
- 2007年 法人内授産施設をを統合し、障害者自立支援法に基づく新事業体系に移行（就労移行、就労継続A）
- 2009年 稲毛区穴川に新授産施設（就労継続B型事業所）を開設
- 2016年 千葉市福祉作業所を千葉市より移譲される（オリーブ亥鼻、オリーブ鎌取）
- 2018年 千葉市のあっせんによる国有地を借用しての施設整備着手（定員50名）

## 2、法人内施設、事業所等の現状

### ◎就労系施設

・オリーブハウス	就労移行	定員	15名
	就労継続B型	定員	6名
	就労継続A型	定員	10名
	生活介護	定員	7名
・お掃除プロ	就労移行	定員	10名
・はつらつ道場	就労継続A型	定員	10名
・ファーストオリーブ	就労継続A型	定員	10名
・花まんま	就労継続B型	定員	18名
・オリーブ亥鼻	就労継続B型	定員	30名
・オリーブ鎌取	就労継続B型	定員	30名

＊平成31年オリーブ轟（定員50名）開所予定

### ◎グループホーム、ケアホーム

- ・鉄腕アットホーム（男子）
  - ・ミニーナ（女子）
  - ・ライジングサン（男子）
  - ・フラップ（男子、女子）
- ◎総定員27名

＊平成31年5月グループホーム桜木（定員20名）開所予定

### ◎その他

- ・ヘルパーステーションおきらく ・相談支援事業所
- ・ショップ&喫茶「秋桜」（千葉市民会館内）
- ・福祉ショップそよ風へいせい

＊一貫して、障害者の地域で働く、地域で自立するに拘り活動してきた。



## 3、オリーブの樹のA型事業の特徴

### ◎福祉に関する基本的考え方

- ・福祉事業＝セーフティーネット＝生活を支える  
＝働く場と生活の場の保障

### ◎就労継続支援事業A型の役割

- ・所得保障によるセーフティーネット
  - ・一般就労の困難な障害者の就労の場
- ＊触法障害者の積極的受け入れ

平成21年より20名の触法障害者の受け入れ実績

## 4、報告書の感想

### ◎障害者における人生の就労サイクルの実現

#### <私の考え方>

- ・生活基盤の確立があってこそ就労が成り立つ。
- ・困難な問題を抱える障害者への生活支援を行うのがA型の役割

**\* 報告書は生活支援の観点が不十分！？**

## 5、触法障害者の特性

◎触法（非行）障害者は、不幸な生い立ちの中から心因性の精神疾患を持っている。

#### < 例 >

- ・鬱、自死願望
- ・アルコールをはじめとする依存症
- ・成功体験の欠如による自己実現の未形成
- ・挫折感による精神の不安定
  - \* 就労経験が乏しいための就労意識の未形成（特に累犯障害者）による怠惰な生活とのギャップ
- ・対人不安による攻撃性の表出
  - \* 身についてしまっている威圧的態度、詐欺的言動

**\* 大多数が精神科への通院や投薬を行っている。**

## 6、生活支援の基本＝三つの「まもる」＝

### 1、職員の基本＝護る

- ・反社会的勢力や過去の関係者（刑務所仲間、悪友、家族、裏社会の人物）の誘惑や悪行に対しては毅然たる姿勢で臨む。
- ・再犯者とならないように擁護する。（警察への引き取り、弁護士との連携）

### 2、利用者の基本＝衛（まもる）

- ・反社会的勢力からの脅迫、誘惑から自分自身を衛力をつける。
  - ・裏社会へ近づかないよう、非行に走らないよう自分自身を律する。
  - ・危機回避の能力、技術を身に着ける。
- ＊底付意識の無い者、認知能力が欠如している者は困難。

### 3、運営の基本＝守る

- ・「護る」「衛」が実行できるよう職員、利用者が守るべき規則、約束を作り双方が順守する。（職員の業務規定、利用者の時間管理、金銭管理、等々）

**＊法人内全事業所の総力で実施する。**

## 7、事例

### ◎Aさん(男 50代)

- ・犯歴:放火殺人
- ・経過:出所後当法人のグループホームに入居させ生活の場を保障。就労移行支援事業で一般就労統合失調症を発病。妄想による同僚女子職員によるストーカー行為で 失職。
- ・支援:法人内A型事業所で雇用し所得補償。日中、グループホーム 職員で常時の見守り。行動抑制、金銭管理の強化。

### ◎Bさん(男 50代)

- ・犯歴:放火殺人未遂
- ・経過:出所後法人内A型事業所で雇用し所得補償。本人の希望により一人暮らし。飲酒による怠業行為が相次ぐ。内臓疾患発症。
- ・支援:日々の飲酒検査。アルコール依存症の治療。グループホームへ移しての生活管理。

### ◎Cさん(女 10代)

- ・非行歴:夜間外泊 異性不純行為
- ・経過:児童保護施設退所後法人内A型事業所で雇用し所得補償。グループホームに入居させ生活の場を保障。SNSで知り合った複数の男性と関係を持つ。グループホームからの出奔、怠業等が相次ぐ。
- ・支援:生活支援の強化。4現就労場所への就労意識は低下しているため新たな就職先を求めているため求職活動。生活習慣の建て直し。

## 8、地域の諸団体、諸機関との連携

- 司法機関  
保護観察所、弁護士（法テラス）、警察、更生保護所
  - 行政  
県、市町村（援護課、障害福祉課）、社会福祉協議会（世帯貸付係り）
  - 医療  
精神科医、地域の医療機関、訪問看護事業所
  - 相談機関  
地域定着センター、中核センター、障害者相談センター、発達センター、相談支援事業所、地域包括センター、ハローワーク
  - 福祉施設  
障害者施設（日中、夜間）、グループホーム、短期入所施設、ヘルパー事業所、高齢者施設
  - 地域団体  
保護司、協力事業主、町内会（自治会）、民生委員、ボランティア（当事者）団体
- \*地域の多くの機関、団体が連携無くして困難ケース（触法障害者）の人々のA型での就労を維持していくことは困難。**

## 9、今日的課題

### ◎SNSとどう向き合うか

- 軽度の知的障害者や精神障害者はSNSを用いているが、これにより…
- 犯罪に巻き込まれる危険性が高まっている。
- 給料の多くをスマホ代に使い生活が成り立たなくなっている者がいる。
- 犯罪に加担する利用者が出ている。

**\*ちばAネットではSNSに関する研修会を4月に実施予定！**